

福島県教育委員会令和5年2月定例会会議抄録

1 開催日時	令和5年2月10日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎3階）
3 出席者	大沼博文教育長、1番 吉津健三委員、2番 浅川なおみ委員、3番 成澤勝蔵委員、 4番 正木好男委員（オンライン出席）、5番 大村雅恵委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から2月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、吉津委員と大村委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、室井主査が記録係に指名された。
(5) 理事兼政策監提出理由説明	<p>教育長から理事兼政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>理事兼政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第2号については、福島県立高等学校学則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第3号については、福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第4号については、福島県立高等学校のスクール・ミッションを決定するもの。</p> <p>議案第5号については、令和5年度当初予算案（教育委員会関係部分）について諮るもの。</p> <p>議案第6号については、福島県立博物館条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>議案第7号については、福島県立美術館条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>議案第8号については、福島県立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>議案第9号については、福島県立博物館運営協議会条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>議案第10号については、福島県立高等学校の統合等に伴う空き校舎等の譲与に関する条例案について諮るもの。</p> <p>報告第1号については、教職員多忙化解消アクションプランⅡの改定等について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>協議事項については、令和5年度の教員系職員に係る人事異動について協議するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第5号から議案第10号、報告第2号及び協議事項について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p> <p>議案第3号</p>	<p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第1号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第2号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について（議案第3号）、高</p>

議 案 第 4 号

校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

福島県立高等学校のスクール・ミッションについて（議案第4号）、県立高校改革室長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

正木委員：浜通りの高校において、福島イノベーション・コースト構想に係る人材育成をスクールミッションに取り入れた学校があるが、ナショナルプロジェクトであるこの構想の実現に向けて人材育成は重要なポイントであると思う。浜通りには、南相馬市の福島ロボットテストフィールドなど、この構想に関連した施設が設置されており、浪江町には国際教育研究機構も設立される。こうした施設に生徒や教員が足を運び、技術等に触れることは非常に有益だと思うが、施設見学等の実施状況について尋ねたい。

高校教育課長：浜通りの高校を中心に福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成に取り組んでいるが、中でも小高産業技術高校では、そうした事業に加え、地域の産業界で活躍しているマイスターを授業に呼びものづくりを学ぶマイスターハイスクール事業を実施している。

こうした高校では、施設見学を始め、ドローンの操作など実践を伴う取組も実施しており、引き続き、さまざまな施設等を活用しながら人材育成を図ってまいりたい。

(8) 報 告 審 議

報 告 第 1 号

教職員多忙化解消アクションプランⅡについて（報告第1号）、職員課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。

浅川委員：先日、朝は早くから、夜は遅くまで仕事をしている教員の話を目にする場面があり、

改めて長時間労働の実態に改めて驚くと同時に、業務を分担するなどの対応はできなかったのか疑問を抱いた。教員の長時間労働の削減に向け、さまざまな取組を実施していると思うが、学校における教員の退勤時間にルールはあるか尋ねたい。

高校教育課長：教員には決められた勤務時間があり、また、学校では施錠時間等を定めている。行事等の都合により時間外も勤務することとなり、施錠時間も遅らせる必要がある場合には、学校では管理職が施錠を繰り下げるなどの対応を取っている。教員はこの施錠時間までに必ず退勤するようになるわけだが、特別な理由もない中で長時間学校に残って仕事をするのは適切でないことから、管理職が適宜声かけ等を行うとともに、時間についてはその時の状況に合わせて判断している。

また、開閉時間については、学校では退勤者が記録簿等で時間を記入することで管理している。教員の中には、使命感や責任感から遅くまで残って仕事をする者がいることから、管理職は記録簿等を定期的に確認するなどして、教員の業務全体を管理し、適宜指導助言や業務分担を見直すなどの対応をとる必要があると思う。

吉津委員：長時間労働の削減に効果があった取組として、学校を解錠する時間を定め、その時間までは解錠を行わないことを徹底している取組が紹介されているが、学校の施錠・解錠に関する認識が不足しているためか、この取組の有効性を捉えきれずにいる。学校の施錠・解錠の実態について、今回新しく追加された「地域や学校の実態に応じて、学校の施錠・解錠時刻を適切に設定することの徹底」の取組と合わせて補足説明願いたい。

職員課長：モニタリング校における多忙化解消アクションプランⅡの取組状況を調べたところ、校舎の解錠時間を設定し、それを徹底することで教員の長時間労働の削減に繋がっている中学校の取組が確認された。校舎の解錠時間については、保護者の出勤時間に合わせて早く登校する子どものために解錠時間を早く設定している学校が多い中で、この学校では、保護者や地域住民等の理解の下、解錠時間を午前7時20分に設定し、これを徹底していた。

小中学校においては、施設管理の面から解錠及び施錠を教頭など管理職を中心とした教員が責任を持って行っているところがほとんどで、それが教員の長時間勤務の一因となっている。こうした中でこの取組は、教員の時間外勤務の増加に歯止めをかけるものになりうることから、新たな取り組みとしてプランに取り入れることとした。なお、解錠時間の設定については、保護者や地域の方の理解を得ながら学校の実態に応じて適切に設定する必要があると考えている。

大村委員：施設の開閉時刻について、一般企業においては、まずは労働時間についての規定があり、その時間を超えて仕事をし、かつ施錠時間を繰り下げる必要がある場合には、管理者に施錠時間の延長を願い出るといったことを行っている。こうしたことは、学校でも同様に教頭等が対応していることと思うが、鍵の開け閉めと勤務時間との関係を理解するためにも、小中高それぞれの教員の勤務時間を尋ねたい。また、学校の解錠・施錠時間については、地域の実状に合わせて設定・運営していく必要があるといった説明があったが、どのような難しさがあるのか説明願いたい。

義務教育課長：学校によって異なるが、小学校の教員については、7時間45分の勤務時間で午前8時に勤務を開始し、午後4時30分に終了する学校が多い。児童の中には、保護者の出勤時間に合わせ午前7時前に登校してくる子どもがおり、学校ではこうした子どもを大人がいない昇降口前で解錠時間まで待たせておくことは心配なため、児童の安全面から決められた時間の前に解錠する学校が少なくない。退勤時間については、午後6時には帰るようにしている学校が多いと認識している。なお、解錠時間前の児童の登校については、学校において安全の面からも無くすよう保護者に依頼しているところである。

中学校においては、部活が終わり、生徒が帰宅する時刻まで教員が学校にとどまるようにしている学校が多く、教員の退勤時間は午後7時ぐらいになっている。

小中学校ともに、時間外の勤務が必要となる場合には、管理職の承諾を得ることとしており、勤務時間についてはしっかりと把握するようにしている。

高校教育課長：高校の教員についても、勤務時間は小中学校と同じ7時間45分であり、以前勤務していた高校では、午前7時に解錠し、午後7時に施錠していた。

小中学校と異なる点としては、嘱託員として校舎を解錠・施錠する者を雇用しており、朝は教員が来るまで電話対応等の業務もお願いしている。夕方は、施錠1時間前に学校に来て、校舎内を巡回した後、施錠するようにしている。鍵については管理職が管理しており、業務が午後7時を超えるような場合には、管理職から鍵を借り受けて、施錠時には管理簿に退勤時間を記入するようにしていた。

<p>(9) 前回会議録の承認</p>	<p>小中学校と異なり、高校は生徒の通学範囲が広く、また、バスの時間等によっては、早い時間に学校に着いてしまうことから、午前7時ぐらいに解錠することとなる。</p> <p>大村委員：小中学校の勤務状況等を伺い、解錠・施錠について、朝夕の当番を決めて対応するなどすれば、時間外の労働時間を削減できる余地があるように思えた。</p> <p>成澤委員：教員の長時間労働について、本来教員がやるべき業務以外のものが多いと感じている。アクションプランに掲げているように、地域からの支援を積極的に推進し、地域学校協働活用事業の活用と拡大を進めていただきたい。また、学校運営協議会等においても教員の業務について話し合っていたいただきたい。</p> <p>浅川委員：学校の解錠時間に係る取組は勤務開始時間において効果がある取組だが、モニタリング校の調査において、退勤時間を早めるような取組はあったか。</p> <p>職員課長：退勤時間については、解錠時間のように時間を決めて一斉に退勤させるといったような取組はなかった。なお、モニタリング校の高校の1つでは、午後6時から翌日午前6時40分までは緊急時を除き留守番電話で対応しており、こうしたものは、退勤時間を早める取組の1つになると考えられる。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和5年1月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p> <p>午後2時10分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後2時19分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>
---------------------	--

<p>(10) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 5 号</p> <p>議 案 第 6 号</p> <p>議 案 第 7 号</p> <p>議 案 第 8 号</p> <p>議 案 第 9 号</p> <p>議 案 第 10 号</p>	<p>令和5年度当初予算案（教育委員会関係部分）について（議案第5号）、財務課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立博物館条例の一部を改正する条例案について（議案第6号）、福島県立美術館条例の一部を改正する条例案について（議案第7号）、福島県立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例案について（議案第8号）及び福島県立博物館運営協議会条例の一部を改正する条例案について（議案第9号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立高等学校の統合等に伴う空き校舎等の譲与に関する条例案について（議案第10号）、県立高校改革室長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(11) 報 告 審 議</p> <p>報 告 第 2 号</p>	<p>訓告処分等について（報告第2号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(12) 協 議 事 項</p>	<p>令和5年度人事異動（教員系）について（協議事項）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(13) 次 回 の 日 程</p>	<p>次回の定例会について、教育総務課長から令和5年3月20日（月）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(14) 閉 会</p>	<p>午後3時40分、教育長から閉会が告げられた。</p>